平成２３年（フ）第１２５２１号
東京都目黒区駒場２丁目12―３―203
債務者　藤牧　美和
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２２号
東京都江東区北砂５丁目20―８―1309
債務者　小林　　尊
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２３号
埼玉県秩父市永田町11―13　加藤方
債務者　金子　辰之
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２４号
東京都大田区蒲田本町１丁目３―11　第二キクヤビル201
債務者　吉野　浩二
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２５号
東京都江戸川区西葛西３丁目１―９―805
債務者　工藤　晃史
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５２６号
埼玉県三郷市高州２丁目462―１―111
債務者　高品　博之
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５６３号
東京都世田谷区北沢４丁目26―６
債務者　主浜はるみ（旧姓熊坂）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５７９号
東京都練馬区西大泉５丁目８―11―２Ｆ
債務者　濱田　一政
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５９２号
埼玉県所沢市林３丁目568―３　第３佐々木コーポ202
債務者　清水　寿成
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５９９号
東京都杉並区今川３丁目13―７―101
債務者　坂上　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２１号
神奈川県川崎市高津区久地１丁目34―７　Ｆｒｏｍ　１ｓｔ　113
債務者　生駒　政幸
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６２２号
神奈川県川崎市高津区久地１丁目34―７　Ｆｒｏｍ　１ｓｔ　113
債務者　生駒幸美子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５０号
東京都足立区弘道１丁目25―２―201
債務者　石川　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５１号
東京都足立区綾瀬６丁目８―21―206
債務者　野呂　　司
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２６５８号
東京都新宿区高田馬場１丁目16―37―103
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部